

山梨市通学路安全推進会議 規約

第1条 本会議は、「山梨市通学路安全推進会議」と称する。

第2条 本会議は、教育委員会、道路管理者、警察、学校、保護者の連携の中で、子どもたちの通学路の安全を確保することを目的とする。

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 山梨市通学路交通安全プログラムを作成・実行をする。
- 2 児童・生徒へ交通安全指導、教育を行う。
- 3 教育委員会、道路管理者、警察署のほか関係機関と密接に連携する。
- 4 各小学校の合同点検をもとに本推進会議を開催する。
- 5 通学路の対策必要箇所に関して各諸機関への対策、改善の依頼を行う。

第4条 本会議は下記の委員をもって組織する。

- 1 山梨市教育委員会 教育長
- 2 山梨市教育委員会 学校教育課長
- 3 日下部警察署 交通課長
- 4 甲府河川国道事務所 交通対策課長
- 5 峡東建設事務所 道路課長
- 6 山梨市役所 建設課長
- 7 山梨市校長会 代表
- 8 山梨市PTA連絡協議会 代表

第5条 本会議に次の役員をおく。

- (1) 会長は、山梨市学校教育課長を充てる。
- (2) 副会長は、山梨市建設課長を充てる。

第6条 本会議の役員の任期は就任の日から年度末までとし、再任を妨げない。

第7条 本会議は会長が招集し、その議長となる。

第8条 本会議の規約の改正は、役員全体の議決を経なければならない。

第9条 本会議は 山梨市教育委員会・学校教育課に事務局をおく。

(付則) 本安全推進会議は平成27年1月1日より施行する